

雲南広域連合広報誌

unnan

UNNAN WIDE AREA UNION

2025

秋号

VOL.68

2025年10月15日発行

金言寺の大イチョウ（奥出雲町大馬木）
樹齢700年を超えと言われる大イチョウは、
島根県の天然記念物に指定されています。

令和7年 第1回臨時会

雲南広域連合 議 / 会 / 報 / 告

令和7年6月27日、令和7年第1回雲南広域連合議会臨時会を開催しました。

この議会には次の議案を提出し、いずれも原案のとおり可決・承認・同意されました。

議 決 事 項

監査委員の選任につき同意を求めることについて

奥出雲町議会議長の石原武志雲南広域連合議会議員が監査委員に選任されました。

令和6年度雲南広域連合一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて

既定額から歳入歳出155万円を追加し、総額を17億7,740万円とする専決処分をしたことから、その承認を求めたものです。

【主な内容】

- ・低所得者介護保険料軽減負担金に係る介護保険特別会計繰出金 139万円
- ・地域振興指定寄附金に係る積立金 16万円

令和6年度雲南広域連合介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて

既定額から歳入歳出81万円を追加し、総額を86億7,438万円とする専決処分をしたことから、その承認を求めたものです。

【主な内容】

- ・保険給付費 81万円

財産の取得について

令和7年5月30日に一般競争入札に付した災害対応特殊救急自動車の取得に関する議決案件について、原案のとおり可決されました。

【取得金額】 4,081万円

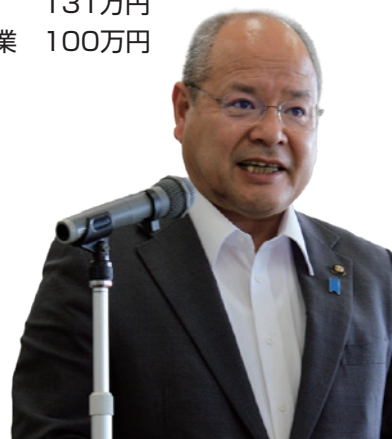
【財産を取得する相手】 島根トヨタ自動車株式会社

令和7年度雲南広域連合一般会計補正予算（第1号）

既定額から歳入歳出231万円を追加し、総額を16億9,825万円としました。

【主な内容】

- ・NHK受信料 131万円
- ・防火等人材育成事業 100万円



採 決 結 果

議案の賛否状況です。なお、松林孝之議長は裁決に加わりませんでした。

また、監査委員の選任の件について、石原武志議員は採決に加わりませんでした。

「○」…賛成 「●」…反対 「－」…欠席

議 案 名	採決結果	多賀 法華	佐藤 隆司	廣野 祐二	北村 千寿	渡辺 重光	糸原 文昭	上代 和美	矢壁 正弘	小田川 謙一	景山 登美男	石原 武志	早樋 徹雄	内藤 眞一
監査委員の選任につき同意を求めることについて	同 意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○
令和6年度雲南広域連合一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて	承 認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和6年度雲南広域連合介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて	承 認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
財産の取得について	可 決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度雲南広域連合一般会計補正予算（第1号）	可 決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

令和7年 8月定例会

令和7年8月26日、令和7年8月雲南広域連合議会定例会を開催しました。

この議会には次の議案を提出し、いずれも原案のとおり可決・認定されました。

議決事項

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、部分休業制度の拡充や時間外勤務の免除の要件見直し等所要の改正を行いました。

損害賠償請求控訴事件の和解について

消防救急デジタル無線整備に伴い、業者談合により被った損害賠償請求に係る控訴事件の和解について、議会の議決を得ました。

令和7年度雲南広域連合一般会計補正予算（第2号）

既定額に歳入歳出3,753万円を追加し、総額を17億3,577万円としました。

【主な内容】

- ・ 損害賠償請求控訴事件解決金の市町への返還金 579万円
- ・ 過年度分低所得者介護保険料軽減負担金精算
介護保険特別会計繰出金 4万円
国・県・市町負担金返還金 187万円
- ・ 令和6年度市町負担金返還金 2,896万円

令和7年度雲南広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）

既定額に歳入歳出3億9,627万円を追加し、総額を84億2,605万円としました。

【主な内容】

- ・ 介護保険システム標準化対応事業 353万円
- ・ 過年度分低所得者介護保険料軽減負担金精算
一般会計繰入金 4万円
一般会計繰出金 187万円
- ・ 介護給付費準備基金積立金 1億6,208万円
- ・ 令和6年度市町負担金等返還金 2億2,818万円

令和7年度雲南広域連合下水道事業会計補正予算（第1号）

①収益的支出の補正

・ 営業費用（人件費及び費用弁償） △81万円

②流用することができない経費補正

・ 職員給与費 △65万円

令和6年度雲南広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

歳入総額	17億6,852万円
歳出総額	17億3,955万円
歳入歳出差引額	2,897万円
（詳細は5ページを参照）	

令和6年度雲南広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額	89億260万円
歳出総額	85億1,076万円
歳入歳出差引額	3億9,184万円
（詳細は5ページを参照）	

令和6年度雲南広域連合下水道事業会計決算認定について

収益的収入	3億5,751万円（税抜）
収益的支出	3億5,534万円（税抜）
当期純利益	217万円
資本的収入	1,213万円
資本的支出	2,052万円
不足額	839万円
（詳細は6ページを参照）	

報告事項

令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について

下水道事業会計決算における資金不足がないことから、資金不足比率も算出されないことを報告しました。

採 決 結 果

議案の賛否状況です。なお、松林孝之議長は採決に加わりませんでした。

「○」…賛成 「●」…反対 「-」…欠席

議 案 名	採決結果	多賀 法華	佐藤 隆司	廣野 祐二	北村 千寿	渡辺 重光	糸原 文昭	上代 和美	矢壁 正弘	小田川 謙一	景山 登美男	石原 武志	早樋 徹雄	内藤 眞一
職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	可 決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
損害賠償請求控訴事件の和解について	可 決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度雲南広域連合一般会計補正予算（第2号）	可 決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度雲南広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）	可 決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度雲南広域連合下水道事業会計補正予算（第1号）	可 決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和6年度雲南広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	認 定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和6年度雲南広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○
令和6年度雲南広域連合下水道事業会計決算認定について	認 定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について														

議 会 構 成

令和7年4月の奥出雲町議会及び令和7年7月の飯南町議会の改選に伴い、雲南広域連合議会の構成替えがありました。
新たな議会構成については次のとおりです。

R 7.8.26 ~

議 長	松 林 孝 之〔雲南市〕	副議長	早 樋 徹 雄〔飯南町〕
-----	--------------	-----	--------------

委員会名	委員長名	副委員長名	市町名	委員名
総務常任委員会 （7人）	景山登美男 〔飯南町〕	佐藤 隆司 〔雲南市〕	雲 南 市	佐藤 隆司
				渡辺 重光
				矢壁 正弘
			奥出雲町	糸原 文昭
				石原 武志
			飯 南 町	景山登美男
				早樋 徹雄
厚生常任委員会 （7人）	多賀 法華 〔雲南市〕	北村 千寿 〔奥出雲町〕	雲 南 市	多賀 法華
				松林 孝之
				廣野 祐二
				上代 和美
			奥出雲町	北村 千寿
				小田川謙一
			飯 南 町	内藤 眞一

委員会名	委員長名	副委員長名	市町名	委員名
議会運営 委員会 (6人)	小田川謙一 〔奥出雲町〕	内藤 眞一 〔飯南町〕	雲 南 市	上代 和美
				矢壁 正弘
			奥出雲町	小田川謙一
				石原 武志
			飯 南 町	早樋 徹雄
				内藤 眞一
監査委員（議員選出）		石原 武志〔奥出雲町〕		

一般会計

歳入

主な歳入は市町負担金が最も多く、13億2,171万円で歳入全体の約74.7%を占めています。その他、広域連合債3億5,350万円(20.0%)、国庫支出金3,011万円(1.7%)、繰越金2,806万円(1.6%)等でした。

歳出

1. 消防費(14億7,969万円)の主な内容

主な歳出は、常備消防費(人件費、出勤関係需用費等)、消防施設費(飯南消防署庁舎改修工事、災害対応特殊屈折はしご付消防自動車整備等)です。

2. 総務費(7,259万円)の主な内容

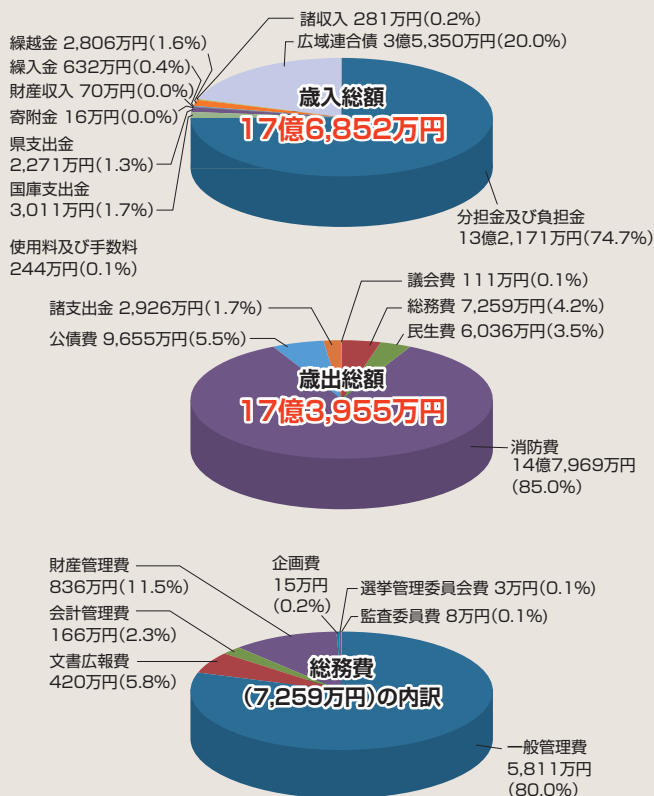
主な歳出は、一般管理費(人件費、財務・給与システム更新等)で、全体の80.0%を占めています。

3. 民生費(6,036万円)の主な内容

主な歳出は、低所得者の介護保険料を軽減する負担金で、介護保険特別会計に繰出しています。

令和7年3月11日に、雲南広域連合に対してうんなん心話放裸夢95実行委員会の皆様から解散に伴う事業残余金をご寄附いただきました。今後の地域振興事業に有効活用させていただきます。誠にありがとうございました。

一般会計 歳入歳出決算の概要



介護保険特別会計

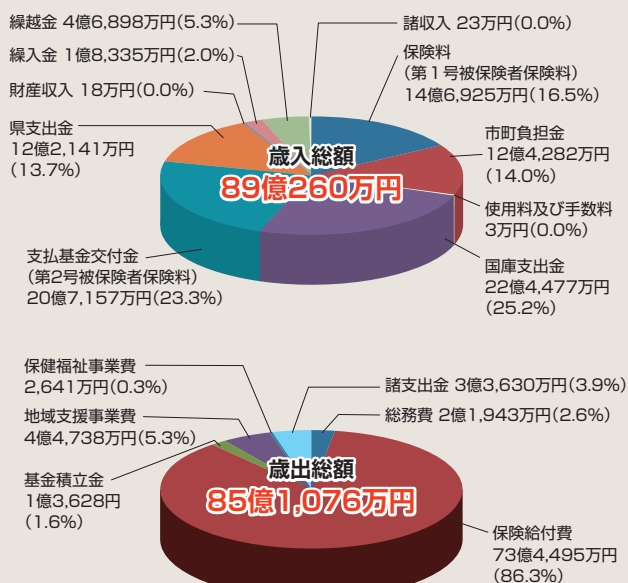
歳入

主な歳入は65歳以上の方が納める第1号保険料と40歳から64歳までの方が納める第2号保険料(支払基金交付金として交付される)、国・県からの支出金、市町負担金で占められています。

歳出

歳出の大部分は、要介護・要支援認定を受けてサービスを利用されたときの「保険給付費」で、歳出全体の約86%を占めています。その他、構成市町が実施する地域支援事業費の負担金等です。

介護保険特別会計 歳入歳出決算の概要



下水道事業会計（公営企業会計）

収益的収支（消費税抜き）

下水道事業収益は3億5,751万円で、下水道事業費用は3億5,534万円となり、経常利益は217万円となり、当年度純利益も同額となりました。

資本的収支（消費税込み）

資本的収入は1,213万円で、資本的支出は2,052万円となり、不足額839万円は、全額を過年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

資金不足比率

令和6年度下水道事業会計において、資金不足が発生していないため、資金不足比率は算出されませんでした。

令和6年度雲南広域連合下水道事業損益計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(税抜)	
営業収益	2億2,229万円
営業外収益	1億3,522万円
経常収益 ①	3億5,751万円
営業費用	3億3,919万円
営業外費用	1,615万円
経常費用 ②	3億5,534万円
当年度純利益 (③=①-②)	217万円

令和6年度雲南広域連合下水道事業貸借対照表
(令和7年3月31日)

(税抜)		
固定資産	有形固定資産	14億309万円
流動資産	現金預金	1億4,442万円
	未収金	52万円
資産合計		15億4,803万円

固定負債	企業債	3億6,760万円
流動負債	企業債	2,062万円
	未払金	2,914万円
	引当金	73万円
	預り金	2,043万円
繰延収益		10億9,326万円
負債合計		15億3,178万円
資本金		0万円
剰余金	資本剰余金	2,902万円
	利益剰余金	△1,277万円
資本合計		1,625万円
負債資本合計		15億4,803万円



雲南広域連合の給与・定員管理等について 概要版

●職員数の状況（各年度4月1日現在）

区 分	一般行政職員	消防職員	合 計
令和6年度	9人	117人	126人
令和5年度	11人	113人	124人
増 減	△2人	4人	2人

●人件費の状況（令和6年度決算額）

区 分	歳出額（A）	人件費（B）	人件費比率（B/A）
一般会計	17億3,955万円	9億9,818万円	57.4%

●職員給与費の状況（令和6年度決算額）

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
令和6年度	126人	5億365万円	1億576万円	2億587万円	8億1,528万円	647万円

（注）「職員手当」とは、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、管理職手当などの諸手当で退職手当は含まない。

●職員の平均給料月額、平均年齢の状況 （令和6年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	297,167円	43.5歳
公 安 職	322,009円	40.4歳

●職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	採用職種	雲南広域連合	国
一般行政職	大学卒	196,200円	196,200円
	高校卒	166,600円	166,600円
公 安 職	大学卒	—	227,600円
	高校卒	188,100円	191,800円

●職員手当の状況

①期末勤勉手当（令和6年4月1日現在）

区 分	雲南広域連合		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	2.45月	2.05月	2.45月	2.05月
加算措置	役職加算 5～15%		役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

②退職手当（令和6年4月1日現在）

区 分	雲南広域連合		国	
	自己都合	定年・勤奨	自己都合	定年・勤奨
勤続20年	19.669月	24.586月	19.669月	24.586月
勤続25年	28.039月	33.270月	28.039月	33.270月
勤続35年	39.757月	47.709月	39.757月	47.709月
最高限度	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月

③扶養手当（令和6年4月1日現在）

区 分	雲 南 広域連合	国
配偶者	6,500円	6,500円
子	10,000円	10,000円
父母等	6,500円	6,500円
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額（1人につき）	5,000円	5,000円

④住居手当（令和6年4月1日現在）

貸家居住者	月額16,000円を超える家賃を支払っている者に対して28,000円を限度に支給（国と同様）
-------	--

⑤通勤手当（令和6年4月1日現在）

交通用具利用者	自動車等を利用して2km以上通勤する職員に支給（限度額 25,000円）
---------	--------------------------------------

⑥特殊勤務手当

種 類	内 容
夜間特殊業務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日5時までの間に通信業務に従事した際、勤務1回につき400円支給
救急出場手当	救急業務のため出場した消防職員に、出場1回につき200円支給 救急救命士法施行規則に規定する救急救命処置のいずれかを行った救急救命士については、300円を加算

●職員の福利厚生状況

種 類	内 容
健康診断・人間ドック	受診者 126人
メンタルヘルス対策	ストレスチェックテストを実施
島根県市町村職員互助会事業	医療費給付、災害見舞金、施設利用助成等を実施

第35回

少年消防クラブ員研修会

7月29日(火)

第35回少年消防クラブ員研修会を、一般社団法人島根県消防設備協会の共催により開催しました。
 今年は飯南消防署で開催し、雲南市、奥出雲町、飯南町の小学3年生から6年生までのクラブ員35名が参加し、4班に分かれて地震、煙・消火、避難所、救助体験及び車両見学を行いました。



地震体験



煙体験



消火体験



避難所体験



救助体験



車両見学



感想

私は、消防クラブに参加して、心に残ったのは、地震体験車です。

理由は、本当にあった、兵庫県南部地震のゆれを体験したからです。すごくこわくて、この地震が日本で本当にあったということにびっくりしました。そして、いつ地震がおこるか分からないということを忘れずに過ごしていきたいと思います。

三成小学校 6年生
 さのちひろ
 佐野 千紘さん



雲南防火委員会 40周年記念事業



雲南防火委員会は、雲南消防本部管内の自主防災組織、幼年・少年防火クラブから成り、災害を予防し明るい地域社会の構築を目的として発足し、本年40周年を迎えました。

日時

11月16日(日) 13時30分～15時30分
 (受付 12時45分～)

場所

雲南市木次町

チェリヴァホール
 2階ホール

☆記念講演

演題／『天気予報のウラ側』全部見せます～気象データから見抜く災害リスク～

講師／山陰放送 気象予報士 石川 博康 氏

フリーアナウンサー 田中 友香理 氏

☆記念公演

島根県立三刀屋高等学校ダンス部

入場無料

※入場者数把握のためお手数ですがQRコードを使用または雲南消防本部 予防課 電話(40-0139)により申し込みをお願いします。



ちびっこ 消防士!!



広報うなん夏号で募集しました「ちびっこ消防士」に応募いただき、ありがとうございました。
雲南消防本部ホームページ (<https://www.unnan.jp/unnan119/>) にも掲載していますのでご覧ください。



地域防災組織育成助成事業について

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業を実施しています。

令和7年度、この助成金を受けて、雲南防火委員会に防火広報用視聴覚資機材を整備しました。

整備した資機材は、今後住民の皆様を対象とした防火座談会等で有効に活用します。





救急出場状況

全国的に救急件数は年々増加し、雲南消防本部管内でも同様で、昨年は過去最多の2724件出場しており、10年前と比べると27%増加しています。

また、搬送人員のうち高齢者の搬送は全体の79%を占めており、毎年増加しています。

今後も、救急件数は増加していくことが予想され、**限られた台数の救急車を有効活用**するためにも、迅速に活動して一人でも多くの傷病者に対応できる体制の構築が必要と考えています。

マイナ救急で搬送の迅速化



全国の消防本部で10月1日（水）から、総務省消防庁と連携して、マイナンバーカードを活用したマイナ救急の実証事業を実施しています。



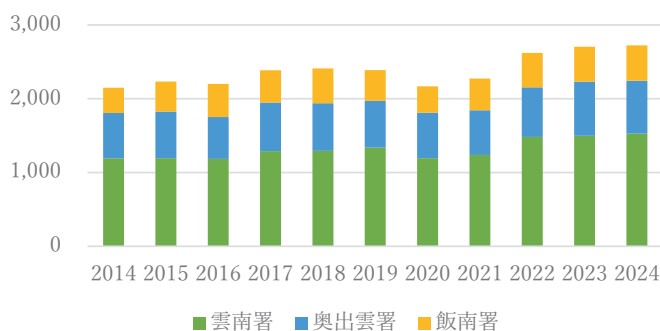
マイナ保険証を活用すると

要請を受けた救急隊は傷病者の名前などの基本情報や既往歴・受診歴・服用薬、かかりつけ医療機関などを、本人または家族や関係者に聞いたり、健康保険証やお薬手帳などの様々なモノから情報を集めて、搬送先の病院を選定します。

マイナ保険証があれば、救急隊に渡すだけで、傷病者の負担を最小限に、必要な医療情報を救急隊に提供できるため、スムーズな救急活動につながります。

※救急隊は医療情報や薬剤情報のみ閲覧が可能です。

救急出場件数推移



情報は守られます

万が一紛失したら、**マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178** に連絡しましょう。カードの一時停止は24時間365日対応しています。カードのICチップには、券面に記載されている情報（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真）や、電子証明書などが記録されていますが、税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されていません。健康保険証の利用登録をしても、健診結果や薬剤情報などがICチップに記録されることはありません。不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが自動的に壊れる仕組みになっています。

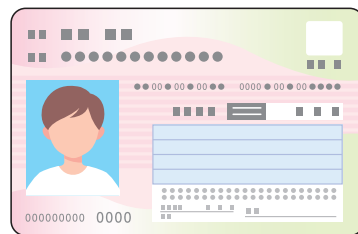
マイナ保険証を携行しましょう

救急隊がマイナ保険証を活用して、傷病者の正確な医療情報を早期に把握できれば、早く搬送先の病院を選定し連絡することができ、病院は傷病者に合わせた治療の準備に取りかかれます。

いざという時のために、**マイナンバーカードの取得、健康保険証の利用登録**、そして、普段から**マイナ保険証を携行する**ようにお願いします。

※マイナ保険証とは、健康保険証として利用登録されたマイナンバーカード

マイナ保険証を使った 救急搬送の流れ



119番通報を受け付けてから、病院への搬送までを追ってみよう。



ステップ
1

119番通報

通信指令員が、「どこで」「だれが」「どうした」などを確認し、救急隊を出場させます。

併せて、マイナ保険証の準備を依頼します。

※持っていない場合でも、救急活動に影響が生じたり、傷病者が不利益な対応を受けることはありません。



ステップ
2

救急隊が到着

傷病者から同意を得て、マイナ保険証を受け取ります。

※傷病者の状況によっては、同意なしに医療情報を閲覧することがあります。



ステップ
3

情報の閲覧

マイナ保険証を専用の端末で読み込み、必要な医療情報を閲覧します。



ステップ
4

病院へ搬送

閲覧した情報を参考に、搬送先医療機関を選び、搬送を開始します。



マイナンバーカードを
まだお持ちでない方はこちら

申請に関するお問い合わせ

0120-95-0178



マイナンバーカードの
健康保険証利用登録はこちら

登録に関するお問い合わせ

0120-95-0178

※雲南市役所（市民生活課・各総合センター）、奥出雲町役場（町民課・税務課）、飯南町役場（住民課・各支所）でも申請手続きをすることができます。

秋の火災予防運動

11月9日(日) ▶ 11月15日(土)

全国統一防火標語

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

毎年11月9日から、全国一斉に秋の火災予防運動が行われます。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防をするものです。

介護保険料について

介護保険料の所得段階を区分する金額が変わります

老齢基礎年金（満額）の支給額が 80.9 万円となったため、基準となる合計所得金額が 80 万円から 80.9 万円に見直されました。これに伴い、介護保険料に係る所得段階の対象が下表のとおり変更となります。（保険料年額に変更はありません。）

所得段階	対象となる方		保険料（年額）
第 1 段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方		18,600 円
		80.9 万円以下の方	
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で 本人の前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が	80.9 万円超 120 万円以下の方	32,160 円
第 3 段階		120 万円超の方	49,320 円
第 4 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、 本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が	80.9 万円以下の方	64,800 円
第 5 段階		80.9 万円超の方	72,000 円

※この変更は、令和 7 年度介護保険料から適用されます。

おむつ代の医療費控除がより利用しやすくなりました（令和 6 年分以降）

令和 6 年分（令和 7 年の申告）から、「おむつ代の医療費控除」の手続きが見直され、初めて申告する方でも、より簡単に申告できるようになりました。

これまでは、初年度に限り医師の「おむつ使用証明書」が必要でしたが、令和 6 年分の申告からは、雲南広域連合が介護保険の要介護認定に使った「主治医意見書」を基に作成した確認書などを提出することで、医師の証明書に代えることができます。

これにより、初回申告時にも市町発行の確認書を使用でき、医療費控除の申請がしやすくなります。

2 年目以降も、引き続き「おむつ使用証明書」は不要で、雲南広域連合または市町が当該年に発行する確認書で控除が受けられます。

介護を受けている方やそのご家族の負担軽減のため、ぜひご活用ください。

※発行する確認書には寝たきり度・尿失禁等の要件があります。



介護保険に関する通知や納付書の様式が変わります

雲南広域連合で使用している介護保険システムが、国が定める標準準拠システムに移行することに伴い、通知や納付書の様式が変更となります。様式変更は 12 月以降を予定しています。（システムの移行状況によっては、変更が予定より遅れる場合があります。）